

『学院沿革簿』の解説

赤司 友徳

西南学院100周年事業推進室の所蔵資料に、西南学院中等部作成の『学院沿革簿』（100周年事業推進室所蔵資料番号A-12-2-16）がある。すでに『西南学院七十年史上巻』（241-242頁）に「学院沿革」の冒頭部分が翻刻紹介されているが、それは『沿革簿』の一部分にすぎない。

学院の歴史は冒頭部分以降も1957（昭和32）年4月1日の古賀武夫学長就任の記事まで継続して記された。詳しくは後述するが、「学院沿革」のほかに「学院位置并ニ設備」「入学志願者之部」「職員之部」「卒業生之部」「卒業生其他ノ寄贈品之部」の学院の諸情報も収録されており、『沿革簿』は全6部から構成されている。

本資料は学院創設からの歴史を単に記録しただけのものでなく、学院にとって何が特記すべき事項だったかを知る貴重な資料とも言えよう。また現在、百年史編纂事業が進行中であるが、当活動の前史としても捉えることができる。それゆえ『沿革簿』を全文翻刻することは、百年史編纂委員会の今後の活動にとって必要な作業ではないかと思われる。加え

て本資料作成の時代背景の検討を多少なりとも試みたが、学院創設期についての理解を進める一助になれば幸いである。

【書誌情報について】

『沿革簿』の体裁は、私立中学西南学院用箋（目次は中学西南学院用箋、「学院沿革」の1931（昭和6）年から1957（昭和32）年部分は西南学院高等学校用箋）48丁からなる縦帳（縦28・0 cm×横20・4 cm）形式となっている。

本資料の作成年は未詳であるが、使用された罫紙などの印字からある程度年次比定しうる。表紙には「西南学院中学部」、目次部分には「中学西南学院」、本体部分には「私立中学西南学院」の印字がそれぞれ確認できるからである。参考として創立期の西南学院の名称変更の概略を述べておくと、1916（大正5）年2月に私立西南学院が設立された後、同年11月に私立中学西南学院、1920（大正9）年7月に中学西南学院、翌1921（大正10）年6月に西南学院中学部へと

改称された。よって最初に本体部分が1916年11月から1920年7月までの間に作成され、次に目次が作られ、1921年6月以降に表紙が付されたと言える。後述するが、本資料冒頭部分「学院沿革」が1919(大正8)年4月前後で書式変更されているため、おそらくはこの時期に『沿革簿』が作成されたものと考えうる。すでに述べたとおり、「学院沿革」は1957(昭和32)年4月1日付の記事「西南学院大学々長に古賀武夫教授就任」まで継続して記録されている。

本資料を構成する各部は一度作成された後に順次書き加えられるという特徴を持つ。本資料表紙には「No.1」と書かれているが、管見の限り「No.2」以下の『沿革簿』にあたるものは存在しない。「No.1」がどの時点で記入されたかは不明だが、表題と同時に墨書されたと考えると、本資料は表紙が作成された時点では「No.1」に引き続き、書かれることが予定されていたのだろう。

さて、『沿革簿』の作成には少なくとも2名以上の職員が関わったようである。作成当初から昭和0年代までは「森田」訂正印が各所に散見され、筆跡も同一人と思われる。

『統計書類綴(大七―十一)』(資料番号F13-12-13)には本資料と同時期に「森田健次郎」印が確認できるが、森田健次郎は1934(昭和9)年3月まで中学部書記を勤めており、これらのことから『沿革簿』作成の起点は森田健次郎と確定してもよいだろう。森田退職後は別の担当者がその都度

書き加えたようだが、作成者を推定できる情報がないため詳しくは不明である。

前述のとおり本資料は「学院沿革」「学院位置并二設備」「入学志願者之部」「職員之部」「卒業生之部」「卒業生其他ノ寄贈品之部」から構成されるが、各部の概略は以下に示した。

(一)「学院沿革」

1906(明治39)年9月のC・K・ドージャーの来福から始まり、中学西南学院設置認可の1916(大正5)年2月15日までの経緯が述べられる。ここまでは『西南学院七十年史』に紹介されているが、以後も、初代院長條猪之彦や教師、書記の招聘など学院組織や学院開設時の生徒構成など開院式までの記事が続く。さらに條の退職を受けてドージャーの院長就任と1919(大正8)年4月までの学院拡張の様子が描かれる。

理由は不明だが、ここから一転して箇条書き形式となり、学院史上の主要事項の概説と参考記事が1957(昭和32)年4月まで記録された。

(二)「学院位置并二設備」

表題のとおり、学院住所・地番・敷地面積・建物ごとの面積および地価が記されている。新武道場竣工まで記載されて

いることから、1930(昭和5)年5月頃までに作成されたと推定できる。

建物は解体など仕様変更された場合、記載事項に抹消線・訂正印・説明がなされるため、記載情報は随時更新されたことがわかる。

(三) 「入学志願者之部」

1916(大正5)年度から1958(昭和33)年度までの志願者数・入学許可者数・編転入者が表にまとめられている。ただし1943(昭和18)年度から1947(昭和22)年度までは記録がない。また新学制の実施によって1948(昭和23)年度からは旧制中学部は新制高等学校となり、それにもなつて高等学校の情報が記載されるようになった。この際に一次試験および二次試験合格者数も併記されるようになる。

(四) 「職員之部」

学院創立(1916年)から1939(昭和14)年8月までに採用された教員氏名、就任年月日、担当科目、転免退職年月日とその理由ないし転勤先、本籍地、生年月日が列記されている。欄外には雇用形態と就任日が追記される場合もある。死亡者は後に氏名欄に赤線が引かれ、特に学院に功労のあつた教員は欄外に朱筆で死亡年月日が記された。なお1939年度以降は鉛筆書きで「別途綴へ」とあるが、現在のところ

所在がわからない。類似資料に『旧職員名簿・現職員名簿(大十五―昭二)』(資料番号F13-12-11)があるが、これは「職員之部」と同じ項目を別の書式にて記したものであり、相互の関係性はやはり不明である。

(五) 「卒業生之部」

1921(大正10)年3月から1959(昭和34)年3月までの卒業生数がまとめられている。総数は管内・管外に分かれ、年度ごとの累計も記す。なお1948(昭和23)年度から学制改革により高等学校となつたため、卒業生累計はこの年度から再計算された。なお資料中の「管内」は県内出身者、「管外」は県外出身者のことを指すと思われる。

(六) 「卒業生其他ノ寄贈品之部」

第一回卒業生(1921年3月卒)から第18回卒業生(商業科、1938(昭和13)年2月卒)までの寄贈品を書き上げたものである。その他、学院関係者などからの寄付金・寄贈品も同様に採録されている。

【資料作成の背景】

以上を踏まえて、当時の西南学院をめぐる状況を『七十年史』やC・K・ドージャー院長の書簡を手がかりに整理しつ

つ、『沿革簿』作成の背景について少々検討を試みたい。

先にも触れたが、「学院沿革」がひとまず作成された1919(大正8)年4月前後で、本資料の意味合いは変化したものと思われる。その理由の手がかりになるのは「学院沿革」中の「大正九年九月九日当学院本館起工ニ際シ定礎式挙行セリ」という記事だろう。「学院本館」とは現在西南学院大学博物館として使用されている旧本館のことを指すが、1920(大正9)年3月に設計が始まり、同年9月9日に定礎式が行われ、翌年3月に竣工した。その定礎式の際に「聖書巻部」「学院沿革書」「学則」「職員并二理事生徒人員簿」が「記念物トシテトタン板製箱詰トシテ埋蔵」されている。現在この「学院沿革書」は学院本館とともに眠っているため対照作業はできないが、少なくとも本資料「学院沿革」部分が定礎式時のものと無関係とは考えにくいのではないか。

さてここで、当該期の学院移転及び施設建設状況を確認しておこう。1917(大正6)年9月、学院は西新町に新たに土地を購入し、直ちに第一校舎の建築を開始し、翌1918年1月に竣工した。同時に雨天体操場も整備されている。1919年4月から6学級編成へと変更したため、教室の増設が必要となり、第二校舎の建築に着手した。さらに上述のとおり、その翌年から本館建設が始まったが、以上のように相次いで学校施設は拡充されたのである。

ではなぜこの時期に学院はあわたたしくもそれが必要だった

たのだろうか。その要因は主として(一)1919年の寺内正毅内閣による教育改革の影響と(二)西南学院設立当初からの認可の経緯にある。

(一)の教育改革による影響についてだが、臨時教育会議の答申によつて1919年中学校令の改正を含む学制改革が進められたというものである。これによつて私立学校設立認可の緩和、収容生徒数の増加(各種学校拡張の時代へ)となつていく。これによつて西南学院も拡大路線を取らざるを得なくなったのだろう。つまり全国的な学校設立の動きによつて教員が不足する。それにもない教員給与の上昇が現れ、それに見合う俸給を用意できない場合、教員の確保が困難になるのである。さらに教員給与の増額は人件費を押し上げ経営を圧迫するという悪循環を生む。もちろん教員数の絶対的不足があった。事実、学院設立後からのドージャー院長の書簡を読むと、教員確保の窮状を本国伝道局に訴える内容が散見される。⁸⁾

続いて(二)だが、西南学院は設立当初、学校設置基準を十分に満たすことができなかったが、開校後に基準を満たすという条件で学校運営を開始したという事情がある。1916年2月7日ドージャー院長が米国伝道局のT・B・レイに宛てた書簡からは、学院設置認可をめぐる県当局の譲歩を窺うことができる。すなわち建設資金及び運転資金5カ年分の見積もりが必要とされたが、現状では十分な設備をとまな

た開校は困難であるため、2年後の拡張を約束することで、なんとか現在地(大名町の旧神学校地)にその間の学校運営認可を受けたと。また運動場などの広さが政府の認可基準に満たないため、より敷地面積の広い土地への移転も迫られていた。¹¹しかし、校地の購入・校舎建築などの費用は伝道局の基金を予定していたが、第一次世界大戦の影響や当局の資金繰りの悪化などの理由から送金が遅れ、学院開設に支障をきたしていた。¹²そのためドージャー院長はやむを得ず、認可基準の達成の先延ばしに腐心しようである。こうした資金難は米国信徒大会を契機に一時的に好転したおかげで、先述のとおり学院は大名町から西新町へ移転し、諸施設の建築がなされていった。

以上の背景のなかで本資料は作成され、その一部は本館の礎として学院を支えるかたわら、その後も書き継がれていたのである。

- 1 以下『沿革簿』と略す。また特筆しない限り、本稿に登場する資料は100周年事業推進室所蔵である。
- 2 西南学院史企画委員会編『西南学院七十年史 下巻』学校法人西南学院、1986年、1357-1361頁。
- 3 『その他①教員』(資料番号P1411)所収「森田健次郎履歴書」。
- 4 西南学院史企画委員会編『西南学院七十年史 上巻』学校法人西南学院、1986年、293-294頁。
- 5 『沿革簿』5丁。

6 前掲『七十年史 上巻』292頁。さらに1921年3月中学部舎監住宅も建設。

7 『学制百年史(記述編、資料編共)』(文部省、1972年)第三章を参照。

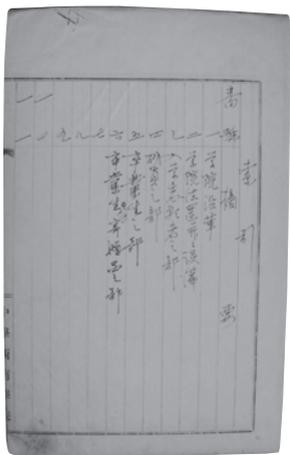
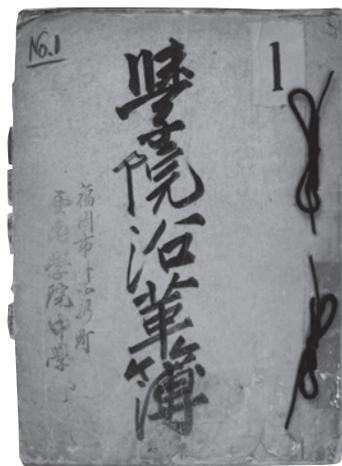
8 例えば、米国伝道局T・B・レイ宛ドージャー書簡(1916年2月7日付、同年4月16日付、同年11月16日付)などを参照のこと。

9 中学校令施行規則(1901(明治34)年3月5日、文部省令第3号)では中学校設置の認可は名称・生徒定員・開校年月・経費及び維持の方法を文部大臣に申請することになっていた。また私立学校の場合、「設立者ニ於テ位置ヲ具」すことが要求され、特に「位置ニ関スル申請ニハ校地ノ面積、地質、屋外体操場ノ区域、面積並ニ付近ノ状況ヲ記載シタル図面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ」とあり、すなわちこれが認可基準となっていた(前掲『学制百年史』137頁)。

10 米国伝道局T・B・レイ宛ドージャー書簡(1916年2月7日付)。なおドージャーは谷口留五郎福岡県知事とも面会した際に、「官立学校の受け皿」として西南学院開設に期待を受けたことを記しているが、側面にとっても暫定的に基準緩和を行う利益はあった。

11 米国伝道局T・B・レイ宛ドージャー書簡(1917年1月30日付)。

12 前掲『七十年史 上巻』275-276頁。



学院沿革

北米合衆国アヂニヤ州リツチモンド市ニ在ル本国サウザンバ
(アヂニヤ、バチニアの歴史)
 プテスト伝道会社ノ派遣セル宣教師シー、ケー、ドージャー
 ハ明治三十九年九月初メテ我国福岡市ニ来リ福音ノ伝道ニ従
 事スル事トナリタルガ平素福岡市ニ中等学校ノ尠ナキヲ遺憾
 トシ二三ノ宣教師ト諮リ会社ニ向ヒ男子中等学校設立ノ必要
 ヲ訴ヘテ止マス四十二年九月大名町ニ於ケル福岡神学校ノ東
 京ヘ合併セラル、ヲ機トシテ会社ニ向ヒ該校ノ建地ニ用ヒバ
 プテスト夜学校ヲ興サンコトヲ請ヒ其筋ノ許可ヲ得テ四十四
 年二月学校ヲ開ケリシー、ケー、ドージャーハ之レヲ以テ満
 足セス進ンデ中学校設立ノ計画ヲナシ会社ニ訴ル所有リ時恰
 モサウザンバプテスト伝道会社ハジャドソン氏外国伝道開始
 百^〇年之記念事業トシテ大正二年ヨリ向フ三ヶ年継続金貳百
 五十万円ヲ募集シ世界基督教ノ伝道ト併テ教育事業ヲ盛ナラ
 シシメン為メ其実行ニ着手セリ此ノ記念ノタメ本学院ニ創ス
 ルコト、ナリテシー、ケー、ドージャーハ設立者トナリ大名
 町一〇五元神学校ヲ仮校舎トシ大正五年二月十五日監督官庁
 ノ許可ヲ得テ学院ヲ創設セリ
 而シテ元熊本県玉名郡中学校教諭理学士條亥^{マツ}ヲ学院長ト
 シ設立者シー、ケー、ドージャーヲ主事トシテ中等学校ニ經
 験アル教師八名書記一名ヲ招聘セリ同五年四月三四両日入学
 試験ヲナシ百五名ニ入学ヲ許可シ同日入学式ヲ挙ゲ一学年

三学級ノ編制ヲ有ス同十一日開院式ヲ挙行ス五年七月」條亥

之彥病氣ニ罹リ退職シ、ケ、ドージャー学院長代理ヲナス十一月私立中学西南学院ト改称シ大正六年二月シー、ケ、ドージャー学院長トナリ大正六年四月学級ヲ四学級ニ増加ス大正六年九月福岡市外西新町ニ校地六千余坪ヲ購入シ校舍ノ建築ニ着手シ六年第一校舍及ヒ雨天体操場寄宿舎ノ三棟竣成大正七年一月西新町ノ新築校舍ニ移転全四月学級ヲ五学級ニ編制ス同大正八年四月学級ヲ六学級ニ増加全九年四月学級ニ増加ス

一、大正八年四月十四日付文部省告示第百十号ヲ以テ本学院ニ対シ徴兵令第十三条并ニ文官任用令第六条ニ依リ認定セラル

一、大正九年三月廿九日付文部省告示第百七十二号ヲ以テ明治三十」六年文部省令第十四号専門学校入学者檢定規定第八條第一号ニ依リ左記ノ者ヲ専門学校入学者ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スル所ト指定ス

一、福岡県 私立中学西南学院卒業者

一、大正九年五月七日文部省告示第三百五号ヲ以テ大正八年文部省告示第百一号中熊本県私立九州学院第四学年修了者ノ次ニ福岡県私立中学西南学院第四学年修了者ノ一項ヲ加フ

一、大正九年六月廿二日大藏省告示第百十号ヲ以テ本学院校地々租免稅之旨指定セラレタリ

一、大正九年五月廿四日早良郡西新町大字西新字大西七九八番地ノ六山林式町歩（藤金作所有ノ分）ヲ買入シ所有權ノ取

得ヲ登記セリ」

但本地所ハ高等部設置之為メ買入レタルモノナリ

一、大正九年七月十五日文部省告示第三七八号付ヲ以テ私立中学西南学院ヲ中学西南学院ト改称之旨告示セラル

一、大正九年九月九日当学院本館起工ニ際シ定礎式挙行セリ

一、聖書部 一、学院沿革書 一、学則 一、職員并ニ理事生徒人員簿 一、右記念物トシテトタン板製箱詰トシテ埋藏ス

現理事九名 職員十九名

生徒貳百五十名

一、大正十年六月二十三日文部省告示第四百号ヲ以テ中学西南学院ヲ西南学院中学部ト改称ノ件」認可セラル

一、大正十年六月二十九日付文部省丘普八一号ヲ以テ大正九年十月三日付発第四一八号申請西南学院中学部学則變更ノ件認可セラル

一、大正十年八月中学院長シー、ケ、ドージャー氏休養婦國ニ付同不在中ジ、ダブリユ、ポールレン氏代理校務掌理可致旨同年九月十三日付発第二二二号ヲ以テ福岡県知事宛届書提出セリ

一、大正十一年六月十六日文部省丘普五八号ヲ以テ大正十一年五月一日發第六〇号申請西南学院中学部学則中變更之件認可ス（授業料參円ヲ四円ニ變更シ九月分ヨリ徴収ノ事）

一、大正十二年四月十一日 文部省丘普三九号付ヲ以テ西南学院
院」 中学部生徒定員変更之件認可セラル

(従来四百名ノ処四百八十名ニ変更之件)

一、大正十二年八月十一日 文部省丘普三〇号付ヲ以テ西南学院
院 中学部学則中変更之件認可セラル

(体操物之内四、五、年ノ武道ヲ削除シ今後随意物トシ
テ課スル之件)

一、大正十二年十一月九日 丘專二六号付ヲ以テ西南学院中学
部学則中変更ノ件認可ス

(本件ハ生徒授業料四円ヲ五円トナスノ件)

一、昭和二年七月十八日 丘專二八号付ヲ以テ西南学院 中学部
学則中変更之件認可ス (授業一ヶ月五円トアルヲ五円五十銭
ト改ム)

(本件ハ昭和三年四月一日以後新入生徒ニ適用スルモノ
トシ其以前ニ入学セシ生徒ニ対シテハ旧規則之俟トス)

〔欄外、6丁目右上部、本文の七行目以降〕「○大正十三年
四月

C・K・ドージャー 中学部長就任

○大正十四年七月 陸軍現役將校配属令ニ依リ初代配属將校ト
シテ陸軍歩兵大尉松井秀治来任ス」

一、昭和四年二月廿五日 丘專八号付ヲ以テ学則変更之件認可
セラル

但シ 考查ニ関スル件ニテ変更

〔欄外、7丁目左上部、本文一行目以降〕「○大正十五年三
月

C・K・ドージャー 中学部長辞任」

一、昭和四年七月十九日 日本学院院长シ、ケ、ドージャー氏
退任ニ付ジ、ダブルユー、ポールデン院長事務取扱者トシ
テ其筋へ申請之旨同年八月廿四日付認可セラル

一、昭和五年十二月九日付ヲ以テ本学院理事会ノ決議ニ依リ
ジ、ダブルユー、ポールデン氏ヲ院長ニ採用スルコトニ相
成リタルニ付其旨相当申請之旨同十二月廿日 丘專六二号ヲ以
テ認可アリタリ

一、昭和五年十二月十八日 元本邦電灯株式会社所有土地八百
九十九坪七合七勺ヲ買入レ屋外運動場拡張ヲナシ相当所有權
取得登記ヲナシタリ

一、昭和七年八月五日 日本学院院长ジ、ダブルユー、ポールデ
ン氏退任ニ付原松太氏院長事務取扱者トシテ其筋へ申請認可
セラル

一、昭和八年四月ヨリ 商業科新設セリ

一、同八年四月十四日 丘專一三号付ヲ以テ昭和八年三月廿日
申請水町義夫院長ト定ムルノ件認可セラル

一、昭和九年十月十五日 丘專八〇号付ヲ以テ学則変更ノ件認可
セラル

但シ 学科課程及毎週教授時間変更ノ件

〔欄外、7丁目左上部、前条と後条の間に挿入される条〕

「一、昭和十年十一月四日

中学部

校旗制定推戴式挙行

文部大臣平生夙三郎」

一、昭和十一年三月二十四日丘普五号ヲ以テ昭和十年十二月

二十七日申請生徒定員並ニ学則変更ノ件認可ス(定員六〇名
学級一五学級)

入学金二円制定
考査料参円

一、昭和十一年四月第三校舎増築百参十六坪二合五勺

一、昭和十二年二月十日 教育ニ関スル勅語謄本拜戴」

一、昭和十二年四月二十二日 天皇陛下 皇后陛下御真影拜

戴

一、昭和十三年二月一日申請ノ生徒定員増加件「丘普第七号

ヲ以テ昭和十三年二月二十二日付認可セラル

〔欄外、8丁目右上部、前条の上部〕「一、昭和十二年十月

西南会館竣成

一、全年十二月救護室設置」

一、昭和十六年三月三十一日、文部省丘普二一号ヲ以テ中学

部学則変更ノ件(定員七五〇名ヲ一、〇〇〇名ニ増加ノ件)

認可セラル。(全年二月二十日付願)

一、昭和十七年三月二十五日、文部省丘普三三三号ヲ以テ中学

部授業料額ノ件

(一ヶ月五円五十銭ヲ六円ニ) 認可セラル(昭和十七年一月

三十日申請)「二年ヨリ五年迄一斉増額ノ件」

〔以下三条、貼紙〕

「一、昭和十五年三月西南学院中学部長佐々木賢治辞任 四

月中学部長水町義夫兼任

一、昭和十七年四月一日 伊藤俊男中学部長就任

一、昭和十七年三月水町義夫中学部長辞任」

〔欄外、8丁目左上部、以下五条にわたって「補充事項」と

ある〕

一、昭和十四年五月二十二日 陸軍現役将校学校配属令十五

周年ニ際シ、東京宮城前ニテ中学部長佐々木賢治外教師生徒

代表 天皇陛下ノ御親覽ヲ受ク

一、昭和十四年八月二十二日 「青少年学徒ニ賜ハリタル勅

語」謄本拜戴式挙行

一、昭和十四年十月二十日 西南学院出身戦没者追悼記念式

〔第一回〕挙行

一、昭和十五年七月一日 西南学院健康相談医ヲ置ク

一、〆 十六年六月一日 学校看護婦ヲ置ク

一、昭和十八年七月八日 文部省丘普一一二号ヲ以テ中学部

学則変更ノ件(修業年限四ヶ年ノ中学部卒業生ニ対スル専檢、

徴兵令、判任文官任用資格ノ特典付与) 認可サル」

一、昭和十五年十一月十日 西南学院長水町義夫 紀元二千

六百年式典ニ御召ヲ受ク

一、昭和十七年六月二十二日 西南学院長水町義夫 天皇陛

下ニ拝謁仰付ラル

- 一、昭和十七年三月 西南学院図書館竣工
- 二、昭和十一年四月 中学部第三校舎竣工
- 一、昭和十九年七月 御真影奉安殿竣工
- 一、昭和十七年十月 西南学院干隈農場設置
- 一、昭和十九年五月廿九日

校庭五、九七一坪五九新二拡張サル

〔朱筆〕〔裏面へ続く〕

〔朱で抹消〕〔以後ハ別冊ニ依ル〕

- 一、昭和十四年四月一日 西南学院商業学校創立
- 一、全 十九年四月一日 西南学院工業学校機械科へ変更
- 一、全 二十年三月三十一日 西南学院中学部商科廃止
- 一、全 二十一年二月一日 西南学院商業学校と名義変更
- 一、全 二十三年四月一日 学制改革により西南学院高等学校普通科
商業科（夜間）四年設置認可せらる
- 一、全 二十六年二月二十四日 私学法設定により従来の財団法人私立西南学院を学校法人私立西南学院と改称認可
- 一、昭和二十六年五月 西校舎改築三階建鉄筋コンクリート新校舎落成す
- 一、昭和二十七年十月 東校舎取毀、干隈の修養会館ニ使用
- 一、昭和二十六年五月三十一日付 伊藤俊男校長辞任西南学院大学教授へ転任
- 一、昭和二十六年六月一日付 九大名誉教授医学博士大平得三高等学校長就任

一、昭和二十七年十一月 日 西南学院長、E.L.コープラン
下先生就任

一、昭和二十七年十一月 日 全 副院長河野貞幹先生就任

一、〃 年 全 大学々長坂本重武先生就任

一、〃 三十年十月十日付 前院長辞任につき副院長河野

貞幹先生就任

一、昭和三十二年四月一日 西南学院大学々長に古賀武夫教授就任

授就任

学院位置并ニ設備

一、位置

福岡県早良郡西新町大字西新字汐入

一、校地面積并ニ地番号

六千九百六十八坪七合七勺

総坪数木千木十九坪〔森田〕訂正朱印

内訳

一八九ノ三	宅地	四八八坪	地価	一七、九八〇
一八九ノ四	〃	一、〇五三坪	〃	三八、三三〇
一九一ノ二	〃	一二六坪	〃	四、六一〇
一九二	〃	三八五坪	〃	一四、〇七〇
一九三	〃	四八坪	〃	〇、七四〇

一九四 ♪ 三、九六九坪 ♪ 一三、二三〇

一、屋外体操場面積

壹千五百坪 (約壹千坪 昭和五年十二月東邦電灯
会社之分買入レタルモノ)

一、第一校舎建坪数 (二五、〇〇〇坪)

貳百十三坪二合五勺

一、雨天体操場坪数 (五、〇〇〇坪)

六十三坪

一、寄宿舎建坪数 (「森田」訂正朱印) (大正十二年三月神学部

ニ充ツルタメ解家)

卅拾四坪四合卅木勺 (「森田」訂正朱印)

一、第二校舎建坪数 (二五、〇〇〇坪)

貳百十三坪二合五勺

一、講堂建坪数 (七八、九〇〇坪)

壹百九坪

一、舎学室建坪 (「森田」訂正朱印) (誤記ニ付取消ス)

一、付属厠建坪

五拾貳坪五合

一、小便室建坪

六坪七合五勺

一、物理化学教室建坪

壹百五坪

付属建物

一、第一号館 (平屋)

三拾貳坪七合五勺

一、第二号館 (十二坪二合五勺 階下)

三十三坪五合

一、第三号館 (二十七坪五合 階上)

三十二坪五合

一、第四号館 (四十五坪二合二勺 階下)

八拾貳坪三合六尺

一、第五号館 (三十四坪六合二勺 階下、三十二坪一合二勺 階上、十三坪二合五勺、小便室及洗場)

七拾九坪九合九勺

一、新寄宿舎建坪数 (大正十一年九月新築) (二〇室)

壹百九十四坪三合貳勺

内訳

六十三坪 階下坪数

六十三坪 二階坪数

六十三坪 三階坪数

五坪三合二勺 便所坪数

一、倉庫 壹棟

六坪三合五勺

一、新武道場 壹棟 (平屋)

壹百貳拾九坪 (「森田」訂正朱印)

但シ元市内大名町ニ建設シタリタル県有武徳館ヲ買受
ケ其俣引直シタルモノニシテ昭和五年五月廿六日武道
場開場式挙行セリ

〔学院位置並ニ設備開始丁に貼紙〕

昭和五年十二月十八日東邦電灯株式会社ヨリ買入土地之分

地番	地目	坪数	地価
一八五ノ二	宅地	一四七、九〇	三二、五三〇
〃 三	〃	一一三、二五	一一四、九一〇
〃 四	〃	九〇、八七	一九、九七〇
〃 五	〃	一一六、二八	二五、五八〇
〃 六	〃	一一八、五七	二六、〇八〇
〃 七	〃	一二〇、一〇	二六、四二〇
〃 八	〃	一六四、八〇	三六、二五〇
一八三ノ一四	〃	二四、〇〇	五、二八〇
一八八ノ五	〃	四、〇〇	〇、八八〇
		八九九、七七	二八七、九〇〇

以上（運動場拡張之分）

寄付品之部

一、大時計

壹個

第貳回卒業生之寄贈（大正十年三月）

一、樅木 五株

第貳回卒業生之寄贈（大正十一年三月）

一、幕 壹張

第三回卒業生之寄贈（大正十二年三月）

一、玉振大時計 壹個

福岡市浜町末長寿殿寄贈（大正十二年七月廿七日）

一、幕 壹張

第四回卒業生之寄贈（大正十三年三月）

一、ヒマラヤシーダ 壹株

第五回卒業生之寄贈（大正十四年三月）

一、幕 貳張

一、金木犀 壹株

第六回卒業生之寄贈（大正十五年三月）

一、幕 貳張

第七回卒業生之寄贈（昭和二年三月）

一、五葉松 壹株

一、ツガ 壹株

同第七回生ノ寄贈（昭和二年三月）

一、カイヅカイブキ 壹株

一、幕 壹張

第八回生ノ寄贈（昭和三年三月）

一、天幕 壹張

第九回生ノ寄贈（昭和四年三月）

一、テントー 壹張

第拾回生ノ寄贈 (昭和五年三月)

一、金參拾円也 (昭和五年七月)

亡父永眠記念之タメ五年B東山真慧氏ヨリ寄贈ヲ受ク

一、金拾円也 (昭和五年十一月)

故古城忠亮永眠記念ノタメ古城九州男氏ヨリ寄贈ヲ受

ク

一、雑巾 壹百枚 (昭和五年九月)

第四学年B永野幸久実兄ノ御嫁ノ御実家ナル市内地

行西町八番丁四八樋口善次郎様方御祖母ミサヲ様御

自身ニ御拵之上へ御寄贈ヲ受ク

第十一回生寄贈 (昭和六年三月)

一、幕 壹張

一、テント 壹張

一、ナーギ 壹株

以上

一、幕 三張

第十二回生寄贈 (昭和七年三月)

一、金拾五円也

(奈良屋尋常小学校寄贈)

昭和七年七月中夏季聚落之タメ市内奈良屋尋常小学校

生徒約二百名へ本学院武道場ヲ脱衣場トシテ貸与セル

ニ依リ謝礼トシテ贈与セラレタルモノ

昭和七年八月一日

一、テント 壹張

第十三回生寄贈 (昭和八年三月)

一、テント 壹張

第十四回卒業生寄贈 (昭和九年三月)

一、テント 貳張

第十五回卒業生寄贈 (昭和十年三月)

一、テント 壹張

第十六回卒業生寄贈 (昭和十一年三月)

一、テント 貳張

第十七回卒業生寄贈 (昭和十二年三月)

一、幕 貳張

(十八回卒業生商業科(昭和十三年二月)

【凡例】

- 原則として常用字体を用い、旧漢字は新字に改めた。
- 読点は原文のとおり。
- 「」は丁変わりを表す。
- 「事」の合字は片仮名で「コト」と表記した。
- 文中の誤字、追記は翻刻者が適宜修正した。
- 資料中の「」は翻刻者による注である。
- 頭注がある場合は、「」で説明をしたのち、「」に内容を翻刻した。
- 本資料中の「入学志願者之部」「職員之部」「卒業生之部」は個人情報の見点などから翻刻を控えた。